

全国に配布する優先調達推進法啓発ポスターに掲載する

## 社会就労センターで働く利用者の写真を 募集します

### ○趣旨

優先調達推進法は、平成 24 年 6 月 27 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日施行されました。法により国及び各都道府県、市町村は、調達目標を示したうえで障害者就労施設・事業所からの物品や役務の調達を一層進めることとしています。ところが、未だ調達方針を示していない自治体があったり、平成 25 年度と比較した 26 年度の調達実績を見ても、総額は上がっているものの、一件あたりの調達額が下がっているなど、工賃向上にも実績として反映されていない様子です。

全国社会就労センター協議会（セルフ協）・日本セルフセンターでは、平成 26 年度、同法が公布された 6 月 27 日を『優先調達推進法の日』とし、この日を含む期間に、法の理解や浸透を図る全国キャンペーンを実施しましたが、上記の状況等から、さらなる法の活用促進に資する活動を実施する必要性から法の活用を促進するポスターを作成することといたしました。

ポスターには、官公庁等に法の活用促進を働き掛けるため、「社会就労センターで働く利用者の写真」を掲載することとし、その写真を募集することといたしました。下記の募集要項のとおり募集を行いますので、ふるってご応募ください。

### ●● ●●募集要項●● ●●

#### ○募集資格

社会就労センターで働く利用者、職員（施設長・管理者含む）

※全国社会就労センター、または、日本セルフセンターの会員施設の利用者、または所属している者であることを条件とします。

#### ○募集写真

- ・写真は、社会就労センターで働く利用者の姿（施設外就労含む）を撮影したもので、一人を写したものでも集団を写したものでも構いません。
- ・データをメールに添付し所定のメールアドレスに送信してください。
- ・データは、J P E G形式で、容量は2MB（メガバイト）以内厳守。
- ・一人1作品に限ります。
- ・モノクロ・カラーは問いません。

#### ○募集期間

平成 27 年 12 月 21 日 ～ 平成 28 年 2 月末日